

昭和三十九年政令第二十九号
組合等登記令

内閣は、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に

設立の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込み

その他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

(前項の登記)

前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(目的及び業務)

一、目的及び業務

(名称)

二、名称

(事務所の所在場所)

三、事務所の所在場所

(代表権を有する者の氏名、住所及び資格)

四、代表権を有する者の氏名、住所及び資格

(存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由)

五、存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

(別表の登記事項の欄に掲げる事項)

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、一週間以内に、その

主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第四条 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記

は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

第五条 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末

日から三月以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第六条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、

旧所在地においては、移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記

しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務

所の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任す

ることができるものが、当該代理人を選任したときは、「一週間以内に、その主たる事務所の所在

地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

第八条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関する一切の裁判上又

は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任し

たときは、「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人

の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第九条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継が

あつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散

の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第十条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により繼續することができるものが、当該代理人を選任したときは、「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

(代理人の登記)

第十二条 組合等が合併をすると、合併の認可その他の手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(分割の登記)

第十三条 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

第十四条 前項の規定において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。)をする場合について準用する。

(清算結了の登記)

第十五条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(登記の嘱託)

第十六条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権

で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならぬ。

(登記の嘱託)

第十七条 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしていないことにより当該法律の規定により解散したものとのみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地

を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる处分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十八条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記)

設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により繼續することができるものが、継続したときは、「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散をしなければならない。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項各号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいふ。以下同じ。)によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方針による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方針による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第二十条 繼続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十一条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものとの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資を証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(合併による)と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸收合併により」とあるのは「吸收合併若しくは承継による」と、「吸收合併後」とあるのは「吸收合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸收合併に」とあるのは「吸收合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

は電子公告によつてすることができるものがこれらの方針による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方針による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

第二十二条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十三条 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

1 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

2 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十四条 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方針による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方針による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十五条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十六条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(登記の期間の計算)

第二十七条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第二十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十二条(第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七号まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十二条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四十八条までの規定は組合等の登記(第二十八条第六項の登記を除く。)について、それ二条及び第八十三条の規定は組合等の登記(第二十八条第六項の登記を除く。)について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同法第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸收合併による」とあるのは「吸收合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継(以下「承継」という。)による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸收合併後」とあるのは「吸收合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸收合併に」とあるのは「吸收合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(設立の登記に関する特則)

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第一項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一 行政書士会及び日本行政書士会連合会

二 司法書士会及び日本司法書士会連合会

三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

四 税理士会及び日本税理士会連合会

五 土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会

六 水先人会及び日本水先人会連合会

(変更の登記に関する特則)

第二十七条 第十七条第一項ただし書の規定は、**外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法**人、**司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁理士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のもの**の氏、名又は住所の変更の登記について準用する。

(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則)

第二十八条 弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第八十一条第一項の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人となつたときは、同項に規定する定款の変更の効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については設立の登記をしなければならない。

2 弁護士・外国法事務弁護士共同法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十一条第二項の規定により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人となつたときは、その時から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については設立の登記をしなければならない。

3 商業登記法第四百四条及び第五百六条の規定は、前二項の登記について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、第一項の登記について準用する場合にあつては「弁護士・外国法事務弁護士共同法人について」と、前項の登記について準用する場合にあつては「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人について」と読み替えるものとする。

4 法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてする第一項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 定款の変更に係る総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面

三 社員の加入を証する書面

5 法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、定款を添付しなければならない。

前の法人についての回復の登記及び合併による種類の変更後の法人についての解散の登記」と、第二十条第一項及び第二項中「変更の登記」とあるのは「法人の種類の変更による設立の登記」とする。

第二十九条 第十四条第二項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業組合法人(昭和二十二年法律第一百三十二号)第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更(以下この項、次項及び第八項において「組織変更」という)をしたときは、第九条の規定にかかるらず、同法第七十三条の三第四項第十号、第七十八条第二項第六号、第八十五条第一項又は第九十一条第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならない。

3 農業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項の規定による判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

4 農業協同組合法第七十三条の三第一項に規定する組織変更(以下この項において「組織変更」という)後、株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の総会又は総代会の議事録

4 組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。次条第三項第四号及び第三十一条第五項第四号において同じ。)である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役)が就任を承諾したことを証する書面

5 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

6 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

7 農業協同組合法第七十八条第一項に規定する組織変更(第二号において「組織変更」という。)の規定についてする第二項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財團法人に関在地において、合併により存続する法人については解散の登記をし、合併により存続する法人については合併による種類の変更前の法人についての解散の登記及び合併による種類の変更前の法人についての設立の登記をしなければならない。この場合における第十四条第二項及び第二十条の規定については、第十四条第二項中「変更の登記」とあるのは「合併による種類の変更の登記」とある。

二 第二条第一項第一号に掲げる事項を証する書面
 三 管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面
 2 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第五十五条第一項第一号又は
 第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職權でできる。
 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

（関係政令等の整理）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

医療法人登記令（昭和二十五年政令第二百二十号）

塩業組合登記令（昭和二十八年政令第一百七十二号）

環境衛生同業組合等登記令（昭和三十二年政令第二百八十号）

漁業生産調整組合登記令（昭和三十六年政令第二百八十一号）

鉱害復旧事業団登記令（昭和二十七年政令第三百三十四号）

小型自動車競走会登記令（昭和三十七年政令第三百七十六号）

小型船海運組合等登記令（昭和三十二年政令第二百九十三号）

自転車競技会登記令（昭和三十七年政令第三百七十四号）

社会福祉法人登記令（昭和二十六年政令第一百六十七号）

商工会議所登記令（昭和二十八年政令第三百二十七号）

商工会等登記令（昭和三十五年政令第二百五十号）

商店街振興組合等登記令（昭和三十七年政令第三百二十二号）

税理士会登記令（昭和三十一年政令第三百二号）

たばこ耕作組合登記令（昭和三十三年政令第一百八号）

土地改良事業団体連合会登記令（昭和三十二年政令第一百九十五号）

農業信用基金協会登記令（昭和三十六年政令第三百四十九号）

防災建築街区造成組合登記令（昭和三十六年政令第二百十二号）

（経過措置）

第十一条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

第十二条 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。

第十三条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

第十四条 この政令の施行前に、第二十五条において準用する商業登記法第五十七条第二項の規定によれば同時に申請すべき登記の一部について登記の申請があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

第十五条 組合等は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

第十六条 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則（昭和三九年七月一六日政令第二五四号）

この政令は、昭和三十九年八月十日から施行する。

附 則（昭和三九年七月三〇日政令第二六八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二日政令第二九三号）抄

この政令は、昭和三十九年九月三日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一〇日政令第一九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年五月一一日政令第一四五号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月一日政令第二二四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月四日政令第一三四号）抄

この政令は、昭和四一年七月十五日から施行する。

附 則（昭和四三年六月二五日政令第二一九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年七月一日政令第三五五号）

この政令は、昭和四二年十二月十五日から施行する。

附 則（昭和四四年一月一日政令第二三二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年七月一八日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年八月二六日政令第二三二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月三〇日政令第二五八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月一八日政令第三〇三号）抄

この政令は、法の施行の日（昭和四四年十二月二十八日）から施行する。

附 則（昭和四五年六月二九日政令第二〇二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一一月二七日政令第三五九号）

この政令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一七日政令第二八四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和四七年七月二五日政令第二九〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一章の章名を削る改正規定、第五条ノ二の改正規定中蚕糸業法第四十一条に係る部分及び第二章を削る改正規定並びに次項の規定は、許可、認可等の整理に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（昭和四十七年九月二十九日）から施行する。

附 則（昭和四七年八月一九日政令第三一八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日政令第七二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月二九日政令第二二三八号）抄
（施行期日）

この政令は、昭和五十年八月十一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月二七日政令第三三八一号）抄
（施行期日）

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附 則（昭和五三年七月一一日政令第二八六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十月二日）から施行する。

附 則（昭和五三年八月八日政令第三〇八号）抄
（施行期日）

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十三年九月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年九月五日政令第三二一号）抄
（施行期日）

この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

1 第一条 この規定（職業訓練法施行令第四条第一項の改正規定に限る。）、第二条の規定、第七条の規定、第八条の規定（労働省組織令第三十五条の三第二号の改正規定を除く。）、次条の規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

（職業訓練法人連合会等に関する経過措置）
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会（これらの法人であつて、清算中のものを含む。）については、改正前の職業訓練法施行令第四条第一項及び組合等登記令別表第一の規定（次項において「旧規定」という。）は、同号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧規定は、同項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、職業訓練法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第四項（改正法附則第八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する解散等によるその消滅の時に失効するものとする。

附 則（昭和五四年九月一〇日政令第二四六号）抄
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月一九日政令第一七〇号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年五月二十日）から施行する。

附 則（昭和五六六年一月三〇日政令第三三一号）抄
（施行期日）

この政令は、広域臨海環境整備センター法の施行の日（昭和五十六年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和五七年七月一六日政令第一九六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年八月一七日政令第二二五五号）抄
（施行期日）

1 この政令の施行前に改正前の組合等登記令別表二の名称の欄に掲げる法人につき同表の判決の欄に規定する決議があつた場合においては、その決議に係る同令第十三条の規定による登記については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年八月一七日政令第二二五五号）抄
（施行期日）

この政令は、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一〇月二一日政令第二二九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年一月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二六九号）抄
（施行期日）

この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月五日政令第二九四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和六一年九月八日から施行する。

附 則（昭和六一年九月五日政令第二九四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和六一年九月八日から施行する。

附 則（昭和六二年六月一七日政令第二二六号）抄
（施行期日）

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

附 則（昭和六二年六月一七日政令第二二六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年七月一七日政令第二二五〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄
（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成元年三月二十七日）から施行する。

附 則（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄
（施行期日）

この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日政令第一九四号)
この政令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月九日政令第二二六号)
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月二七日政令第二五九号)
(施行期日)

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日政令第三八五号)
(施行期日)

第一条 この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年二月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日政令第五九号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一四日政令第三六六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二四日政令第二七号)
(施行期日)

第一条 この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十二号）の施行の規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条ただし書に

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)
(施行期日)

第一条 この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一二日政令第二八六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年九月三十日から施行する。

第二条 この政令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日政令第二二八六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、この政令の施行の際現に次の各号に掲げる土地家屋調査士法人であるものは、この政令の施行の日から六月以内に、当該各号に定める事項の登記をしなければならない。

二 附 則 (平成一九年九月二二日政令第二二八六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、特定社員（以下この号において単に「特定社員」という。）である土地家屋調査士法人当該社員が特定社員である旨

二 前項の土地家屋調査士法人は、同項各号に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

三 第一項各号に定める事項の登記をするまでに同項各号に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
附 則 (平成一九年一一月七日政令第三二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二二年九月一〇日政令第一九六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二二年九月一〇日政令第一九六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一四日政令第三一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一四日政令第三一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

第三条 この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をするまでは、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでは、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附 則 (平成二七年一二月一四日政令第四一五号)
(施行期日)

第一条 この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）附則第十三条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二十六条第六項の改正規定、別表医療法人の項の次に外国法事務弁護士法人の項を加える改正規定及び別表監査法人の項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一九日政令第二六号)
(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の日前に締結された合併契約に係る合併により設立する農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が合併に際して從たる事務所を設けた場合における從たる事務所の所在地における登記の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月二五日政令第八二号)
(施行期日)

この政令は、第二号施行日（平成二十八年九月一日）から施行する。

附 則 (平成二十八年九月三〇日政令第三一九号)

この政令は、改正法の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年一一月一一日政令第三四九号)

（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

- 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- 3 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年一二月二六日政令第三九六号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二十五日政令第二六四号) 抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二七日政令第二七〇号)

（施行期日）

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条规定に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 附則（令和二年七月八日政令第二七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 1 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとなる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 附則（令和二年九月一六日政令第二七八号）抄

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二〇日政令第三二七号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（同年二月十五日）から施行する。

附 則 (令和三年一一月二四日政令第三四四号) 抄

（施行期日）

この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和四年二月一八日政令第四二号)

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

- 1 附則（令和四年五月二七日政令第二〇九号）抄
- 2 （施行期日）

- 1 第一条 この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。
- 2 第一条 この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則 (令和四年七月二一日政令第一四九号) 抄

（施行期日）

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

（令和四年九月一日）から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

- 1 第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。
- 2 第二条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。
- 3 第三条 第四条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	委託者保護基金	医療法人	医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	医療法（昭和二十三年法律第二百三十九号）	登記事項
監査法人 法人 十四条第四項の 貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	私立学校法人 私立学校法第六 十四条第四項の 貸金業協会	資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）	資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）	根拠法 登記事項

